2020 年 12 月 30 日

残高１万円未満の普通預金等口座解約における届出印の押印省略について

常陽銀行（頭取　笹島 律夫）は、このたび、残高１万円未満の普通預金等口座における解約手続について、届出印の押印を省略とする取り扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

これまで普通預金等口座をご解約いただく際には、所定の依頼書に届出印の押印をお願いしておりましたが、個人および個人事業主のお客さまにつきましては、運転免許証等の公的な本人確認書類をご提示いただくことにより、印鑑レスで解約できるようになります。

当行は、今後も、お客さまのお手続きの簡素化をはかり、利便性の向上に努めてまいります。

記

1. 取り扱い開始日

2021 年 1 月 4 日（月）

2. 取り扱いの内容

対象となるお客さま	個人および個人事業主
対象となるお取り引き	普通預金（決済用預金含む）、普通預金「照合表口」、 常陽 WEB 口座、貯蓄預金
受付の条件	・口座残高が１万円未満であること ・運転免許証等の公的な本人確認書類の提示により本人確認が可能であること

以　上

常陽銀行 MEBUKI めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行
〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5
Tel. 029-231-2151（代表）　www.joyobank.co.jp